

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親和福祉の会（以下「法人」という。）の役員及び評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の評議員、理事、監事をいう。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 法人の全理事の報酬総額は、年間 600,000 円を上限とする。
- 3 法人の全監事の報酬総額は、年間 400,000 円を上限とする。
- 4 役員及び委員の報酬については、その業務内容により下表のとおり支給する。ただし、職員の身分にある者には支給しない。

| 役職名 事由 | 評議員会・理事会 委員会出席 | 役員業務 | 監事監査 | 監事会計監査 (有資格者監事) |
|----------------|-------------------|---------|----------|--------------------------|
| 評議員 | 8,000 円 | 8,000 円 | | |
| 理 事 | 8,000 円 | 8,000 円 | | |
| 監 事 | 8,000 円 | 8,000 円 | 役員業務に準じる | 10,000 円 決算期 30,000 円 |
| 評議員 選任・解任委員 | 8,000 円 | 8,000 円 | | |

(報酬等の支給の方法および形態)

第4条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(役員及び委員の業務管理)

第5条 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会への出席を除く役員及び委員の業務については、1日単位とする。

(交通費)

第6条 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会出席のため及び法人業務に係る交通費は、実費を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員が法人業務のため宿泊が必要な場合は、役員業務報酬に加え、宿泊費及び旅費の実費を支給する。ただし、宿泊費の支給上限は20,000円とする。

附 則 この規程は、平成29年 6月26日から施行する。

平成30年 6月12日 改定